

平成26年2月、豊能町の残土処分場で崩落事故が発生し、地域住民に多大な影響を及ぼしました。これを受け、大阪府は災害の防止、生活環境の保全を目的とした、3,000㎡以上の埋立て、盛土及び一時たい積を規制する「大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例」を平成27年7月1日に施行しています。

平成28年3月、本市において、700㎡程度の土砂の一時たい積が発生し、事業者から3,000㎡まではいかないとの説明を受けていたものが、5月には3,400㎡を超えました。

現在、大阪府による無許可一時たい積の撤去指導等が行われているところではありますが、以降同様の事案も想定されることから、大阪府条例の規制対象外となる3,000㎡未満の埋立て、盛土及び一時たい積を規制する市条例の制定を検討しています。

	府条例	市条例(案)
目的	災害の防止、生活環境の保全	災害の防止、生活環境の保全
定義	土砂：土・砂・礫及びその混合物 埋立て等：埋立て、盛土、一時たい積 (コンクリート等建設産廃を除く。)	土砂：土・砂・礫及びその混合物 埋立て等：埋立て、盛土、一時たい積 (コンクリートガラ等建設産廃を除く。)
責務	行政、埋立て等する者、発生者、土地所有者	行政、埋立て等する者、発生者、土地所有者、 <u>土砂運搬者(努力義務)</u>
規模	<u>3,000㎡以上</u>	<u>500～3,000㎡、かつ高さ1m以上</u> <u>(農地、土壌改良への配慮等)</u>
手続き	事前協議(別に要綱で規定) 住民説明会の開催 土地所有者の同意	市との事前協議 住民説明会の開催 <u>協定の締結(努力義務)</u> 土地所有者の同意
義務	構造基準への適合 土砂の発生場所の確認、報告 土砂の汚染のおそれのないことの確認、報告 土砂搬入量の報告、管理台帳の作成 標識、境界標の設置 <u>管理事務所の設置</u> <u>排水の水質検査、報告</u>	構造基準への適合 土砂の発生場所の確認、報告 土砂の汚染のおそれのないことの確認、報告 土砂搬入量の報告、管理台帳の作成 標識、境界標の設置
罰則	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金等	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金等